

<記入担当者>

都道府県市コード	26
都道府県市名	京都府
担当部署	京都府教育庁指導部特別支援教育課
担当者名	指導主事：辻 喜朗
連絡先電話番号	075-414-5835
e-mail	y-tsuii22@pref.kyoto.lg.jp

平成28年度特別支援学校における
医療的ケアに関する調査
【都道府県・指定都市教育委員会用】

の欄のみに記入すること。

1 日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

(調査期日：平成28年5月1日現在) ※ただし、調査票2、『1(2)のうち、「登録特定行為事業者」「認定特定行為業務従事者数」の欄については、平成28年度中で御回答ください。

※ 「医療的ケアが必要な幼児児童生徒数」の欄には、通学生にあっては学校内、訪問教育生にあっては訪問教育先において、日常的に経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアを受けている者の数を記入すること。(ただし、本人が行う行為を除くこと。)

(1) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒数 ※専攻科の生徒は除くこと。

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
通学生		48	29	33	110
うち病院内や病院に併設している特別支援学校の専攻科・分校・分教室に在籍している幼児児童生徒数		9	12	8	29
訪問教育(家庭)		2	3	5	10
訪問教育(施設)					
訪問教育(病院)		1			1
合計		51	32	38	(A) 121

(2) 学校ごとの医療的ケアが必要な幼児児童生徒数と看護師等の対応者数

医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校名	登録特定行為事業者(平成28年度中)	障害種別					在学者数(人)	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人)	配置・派遣されている看護師数(人)	看護師資格の活用	認定特定行為業務従事者数(人)(平成28年度中)	
		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱					教員(人)	教員以外(人)
1 京都府立向日が丘支援学校	○			○	○		158	10	2	0	10	0
2 京都府立宇治支援学校	○			○	○		272	27	6	0	21	0
3 京都府立城陽支援学校	○			○	○	○	71	15	6	2	9	0
4 京都府立八幡支援学校	○			○	○		126	7	2	0	10	0
5 京都府立南山城支援学校	○			○	○		227	24	5	0	6	0
6 京都府立丹波支援学校	○			○	○		162	11	3	0	2	0
7 京都府立丹波支援学校亀岡分校	○			○	○		3	3	3	1	1	0
8 京都府立中丹支援学校	○			○	○		135	2	1	0	0	0
9 京都府立舞鶴支援学校	○			○	○		136	7	2	0	5	0
10 京都府立舞鶴支援学校行永分校				○	○	○	14	11	0	0	0	0
11 京都府立与謝の海支援学校	○			○	○		135	4	2	0	3	0
12												
13												
14												
15												
合計							#### (B) 21	32	3	67		

①(A)の数字と一致させてください

※ 「登録特定行為事業者(平成28年度中)」欄には、平成28年度中(予定を含む。)特定行為事業者としての登録がされている学校に○をつけること。
 ※ 「障害種別」には、設置者の定める規則等で、学校での設置を明示している障害種別について、該当するもの全てに○をつけること。
 ※ 「在学者数」には、医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校の全幼児児童生徒数を記入すること。
 ※ 「看護師資格の活用」には、看護師資格を有する養護教諭が看護師資格を活用して対応している場合(介護職員等に許される咽頭前のたんの吸引等以外の行為を行っている場合等)に、「配置・派遣されている看護師数」の内数として記入すること。
 ※ 「認定特定行為業務従事者数」欄には、平成28年度中(予定を含む。)に特定行為業務従事者として認定され、たんの吸引等の実施に当たる教員及び教員以外の者の数を記入すること。

(3) 行為別医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

医療的ケア項目		対象幼児児童生徒数 (人)			
		通学生		訪問教育	
		通学生合計	うち病院内 や病院に併 設している 特別支援学 校の本校・分 校・分教 室に在籍し ている幼児 児童生徒数	(家庭・施設・病院)	
栄養	●経管栄養 (鼻腔に留置されている管からの注入)	17	17	10	
	●経管栄養 (胃ろう)	27	22	10	5
	●経管栄養 (腸ろう)	2	2		
	経管栄養 (口腔ネラトン法)	3	3	1	
	I V H中心静脈栄養	1			1
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より手前まで)	52	49	18	3
	口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より奥の気道)	9	6	17	3
	●気管切開部 (気管カニューレ内) からの吸引	20	12	17	8
	気管切開部 (気管カニューレ奥) からの吸引	4	2	15	2
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	1			1
	気管切開部の衛生管理	15	9	15	6
	ネブライザー等による薬液 (気管支拡張剤等) の吸入	20	15	10	5
	経鼻咽頭エアウェイの装着	0			
	酸素療法	10	4	7	6
	人工呼吸器の使用	9	2	14	7
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	4	4		
その他 (※ 具体的な行為名については別紙に記入する。)		53	53		
合計 (延人数)		247	200	134	47
医療的ケアが必要な幼児児童生徒数		121			

<参考> ※ここに掲げた行為については、医療的ケアの項目ではないため、この行為のみを受けている幼児児童生徒については、調査票2(1) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒数へ計上しないこと。		対象幼児児童生徒数 (人)			
		通学生		訪問教育	
		通学生合計	うち病院内 や病院に併 設している 特別支援学 校の本校・分 校・分教 室に在籍し ている幼児 児童生徒数	(家庭・施設・病院)	
ネブライザー等による薬液でない水 (精製水・生理食塩水) の吸入		22	22		
導尿 (自己)		2	2		

※ ●は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。
 ※ 医療的ケア項目の「その他」の部分には、上記項目以外で、幼児児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為を記入すること。なお、記入に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(医政発第0726005号平成17年7月26日付け厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、原則として医行為でない行為は除くこと。

2 各都道府県及び指定都市における実施体制

① 医療的ケアを実施する者について、該当するところに○をつけてください。(複数回答可)

看護師	<input checked="" type="radio"/>
教員	<input type="radio"/>
教員以外の介護職員	<input type="radio"/>

※学校によって対応が異なる場合等は、こちらに具体的に記入してください。

--

■教員等が実施できる特定行為について、該当するところに○をつけてください。

厚生労働省令に定められる5つの行為を全て対象とする	<input checked="" type="radio"/>
厚生労働省令に定められる5つの行為のうち、気管カニューレ内部のたんの吸引を対象としていない	<input type="radio"/>
厚生労働省令に定められる5つの行為のうち、気管カニューレ内部のたんの吸引以外の行為で対象としない行為がある	<input type="radio"/>

3 教員が「認定特定行為業務従事者」となるための研修
研修の実施機関について、該当するところに○をつけてください。

都道府県	<input type="radio"/>
教育委員会が登録研修機関として実施	<input checked="" type="radio"/>
教育委員会以外の登録研修機関が実施	<input type="radio"/>

調査票1 平成28年度小・中学校における医療的ケアに関する調査【都道府県・指定都市用】

の欄のみに記入すること。

	都道府県市コード	26
都道府県・指定都市名	京都府	
担当課名	教育庁指導部特別支援教育課	
担当者氏名	伊家 京子	
連絡先(電話)	075-414-5835	
連絡先(電子メール)	k-ii61@pref.kyoto.lg.jp	

1 日常的に学校において医療的ケアが必要な児童生徒数

(調査期日：平成28年5月1日現在) ※ただし、調査票1、『1(3)学校ごとの対象児童生徒数と医療的ケアの対応者数』うち、「登録特定行為事業者」及び「認定特定行為業務従事者数」の欄については、平成28年度中で御回答ください。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒数」の欄には、小・中学校において、日常的に学校において経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアを受けている者の数を記入すること。(ただし、本人が行う行為を除くこと。)

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒数

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校数(校数)			医療的ケアが必要な児童生徒数(人)							
小学校	中学校	総計	小学校		中学校		小・中学校計			総計
3		3	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	特別支援学級	
						合計	うち、病院内に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒数	合計	うち、病院内に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒数	合計
			2	2			2	2	0	0

(2) 行為別医療的ケアが必要な児童生徒数

医療的ケア項目	対象児童生徒数(人)			
	通常の学級 (小学校・中学校)	特別支援学級 (小学校・中学校)	合計	
栄養	0	1	0	1
●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	0			
●経管栄養(胃ろう)	1			
●経管栄養(腸ろう)	0			
経管栄養(口腔ネラトン法)	0			
I V H中心静脈栄養	0			
呼吸	1	1	2	2
●口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	1	1		
口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)	0			
●気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引	1	1		
気管切開部(気管カニューレ奥)からの吸引	0			
経鼻咽頭エアウェイ内吸引	0			
気管切開部の衛生管理	1	1		
ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	0			
経鼻咽頭エアウェイの装着	0			
酸素療法	0			
人工呼吸器の使用	1	1		
排泄	0			
導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	0			
その他(※具体的な行為名については別紙に記入する。)	3	2	1	1
合計(延人数)	8	2	6	0

<参考> ※ここに掲げた行為については、医療的ケアの項目ではないため、この行為のみを受けている児童生徒については、調査票(1)医療的ケアが必要な児童生徒数へ計上しないこと。	対象児童生徒数(人)			
	通常の学級 (小学校・中学校)	特別支援学級 (小学校・中学校)	合計	
ネブライザー等による薬液でない水(精製水・生理食塩水)の吸入	0			
導尿(自己)	4	2	2	

※ 1人が複数の行為を要する場合は、それぞれ該当する項目に計上し、延人数を記入すること。
 ※ ●は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。
 ※ 医療的ケア項目の「その他」の部分には、上記項目以外で、児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為を記入すること。なお、記入に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(医政発第0726005号平成17年7月26日付け厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、原則として医行為でない行為は除くこと。

調査票 1 平成28年度小・中学校における医療的ケアに関する調査【都道府県用】 別紙

(2) 行為別医療的ケアが必要な児童生徒数「その他」の行為名について記入してください。

※類似の行為については集約していただいて構いません。

※行が不足する場合は適宜追加してください。

	具体的行為名	対象児童生徒数(人)
1	第1糖尿病のためインスリン注射	2
2	血糖値測定	1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		